

令和3年度
ひょうご芸術文化元気プロジェクト

「芸術文化活動機会促進事業」
利用の手引き

兵庫県では、県内に活動拠点を有し、一定の芸術文化活動の経歴を有する個人・団体が自ら、県内で実施する芸術文化活動に必要な経費の一部を補助します。

申請受付期間：令和3年3月25日(木)～5月31日(月)(5月31日消印有効)
※受付期間外に到着したものは、受付しません。
※申請内容を総合的に考慮したうえで、先着順に採択を行います。

対象：令和3年4月1日～令和4年3月31日に実施完了する事業

- 郵送のみ受け付けます。
- 事業実施前に申請してください。
(4月1日開始の事業は3月31日までに申請してください)
- 受付期間内であっても補助金交付決定額が予算に達し次第締切ります
- 「芸術文化地域振興事業」との並行申請はできません。
- 本事業の実施は令和3年度予算の兵庫県議会での成立が前提となりますので、ご注意ください。

<目次>

- 1 事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 申請から補助金交付までの手続き・・・・・・5
- 3 申請書等の様式、記入例・・・・・・・・・・9

1 事業の内容

(1) 事業の趣旨

県内に活動拠点を有し、一定の芸術文化活動の経歴を有する団体・個人が自ら、県内で実施する芸術文化活動に必要な経費の一部を補助することで、県内の芸術文化活動のすそ野を広げ、広く県民に芸術文化鑑賞の機会を提供し、県内全体における芸術文化の振興を目指します。

(2) 補助対象となる事業実施期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（完了すること）

(3) 補助対象者

下記の要件をすべて満たす個人・団体

○ 県内に芸術文化活動の拠点を有していること

- ・年度当初から事業終了までの間、代表者又は団体事務局の住所が県内であること。
- ・団体の場合は、交付申請時において構成員の半数以上が県内在住であること。

○ 県内で一定の芸術・文化活動の経歴を有していること

年度当初において1年以上継続的に、

- ・自ら創作または発表する芸術文化活動を行っていること。
- ・又はコンクール等に出演、出品歴を有すること。

※複数の出演者又は出品者で行う事業は、共催ではなく団体として申請してください。

※1対象者につき1年度1事業を限度とし、同一年度内で複数の申請はできません。

異なる団体であっても、構成員の半数以上が重複する申請はできません。

「芸術文化地域振興事業」との並行申請はできません。

「芸術文化地域振興事業」…県内の2地域以上で実施する事業への補助制度。

詳細は兵庫県ホームページをご確認ください。

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk18/ac13_000000011.html)

■対象とならない者（構成員の半数以上が該当する場合も含む）

- 1) 地方公共団体
- 2) 民法第33条に該当する法人等のうち、国、県、市町からの50%以上の出捐により設立された団体
- 3) 国又は上記1)、2)（以下、「行政機関等」という。）から事務局職員等の人的支援を受けている団体
- 4) 営利を目的とする個人・団体
- 5) 本年度に県の他の補助事業（芸術文化関係）から補助を受ける者

注) 令和3年度に限り、令和2年度に県の補助事業（芸術文化関係）から補助を受けた者も対象とします。

(4) 補助対象となる事業

下記の要件をすべて満たす事業

- 補助対象者が主催し、自らの創作成果や活動成果を発表する事業
- 県内で一般県民に公開する事業（出版事業は発行者、配布先が県内であること）

■対象とならない事業

- 1) 行政機関等から支援を受ける事業（補助金、会場使用料等の減免を含む）
- 2) 他者（申請団体構成員外）の公演または展示作品を募集し鑑賞させる鑑賞提供事業
- 3) 芸術文化の振興に寄与しないとみなされる事業
- 4) 政治的・宗教的活動を目的としているとみなされる事業
- 5) 宣伝や営利を目的としているとみなされる事業
- 6) 暴力行為、迷惑行為のおそれのある事業
- 7) その他補助にふさわしくない事業

《対象となる具体的な事業内容》

① 公演・展示事業

対 象	<ul style="list-style-type: none">○音楽公演（クラシック、吹奏楽、合唱、民族(俗)音楽、邦楽等）○演劇公演（創作劇、能・狂言、人形劇、落語等）○舞踊公演（日舞、洋舞、民族舞踊、創作舞踊等） ○美術展示（絵画、彫刻、写真、書道等）○生活文化展示（いけばな、茶道、手工芸等） ○メディア芸術の発表
対 象 外	<ul style="list-style-type: none">○一般県民に公開されない事業<ul style="list-style-type: none">・入場者が団体の構成員で半数を占める事業・文化祭などの校内行事、企業・学校・地域のサークル・クラブ活動の一環とみなされる事業○講演会、学会やシンポジウム、発表を伴わない体験事業等○他者（申請団体構成員外）による事業<ul style="list-style-type: none">・他者の公演または展示作品を鑑賞させる鑑賞提供事業・作品や出演を募る公募展、コンクール、コンサート・申請団体構成員外の出演や出品が全体の半数以上を占める事業○収益の寄付や募金を主目的として行われるチャリティ等の慈善事業 など

② 出版事業

対 象	<p>○文芸作品の発表（詩、短歌、俳句、川柳、小説等）</p> <p>○美術作品の発表（絵画、写真、書道作品等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出版部数は100部以上であること。 ・ 無償配布部数の半数以上は、県内の公的な機関（学校や図書館等）に配布されること。（申請及び実績報告時に、配布先名称・配布日等を記載） ・ 有料出版物の在庫分は、収入見込額として売上に計上すること。
対 象 外	<p>○一般県民に公開されない事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例的な会報誌、機関誌、学术论文、演劇・展覧会のパンフレットや図録 ・ 無償配布部数の半数以上が、県外や、関係団体、友人・知人などへの配布 <p>○他者（申請団体構成員外）から作品を募る公募型の発行者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲載作品の半数以上が構成員外から公募した詩、短歌、俳句、川柳 など <p>○出版物の内容が、自らの創作を伴う文芸・美術等の作品と認めがたいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土史、自分史、回想録、研究書、実用書、年鑑、記録書、漫画 など

(5) 補助金の額

下記「(6) 補助対象経費」の総額に応じた定額

補助対象経費の総額	補助金額（定額）
6万円以上 10万円未満	3万円
10万円以上 15万円未満	5万円
15万円以上 20万円未満	7万円
20万円以上 30万円未満	10万円
30万円以上 50万円未満	15万円
50万円以上	25万円

※補助金交付決定後の補助金額増額は認められません。

※補助金交付決定後であっても、収入金額、補助対象経費の支払実績等により、補助金額が減額となる場合があります。

(6) 補助対象経費

- 事業別の補助対象経費は、下表のとおりです。
- 補助対象経費にかかる消費税は対象経費に含みます。（振込手数料は対象外）
- 補助対象経費に該当するかは、実績報告時提出の領収書等で確認します。

※領収書等で確認する事項

- 1) 支払者（補助申請者と同一名義に限る）
- 2) 発行者
- 3) 発行日
- 4) 内容（単価、個数など）
- 5) 金額

※領収書で上記1)～5)が確認できない場合は、領収書に加えて、納品書、請求書、明細書等、確認ができる書類を提出してください。

- 補助対象経費であっても、以下のものは対象外となります。

- ・ 令和3年3月31日までに支払った経費
（ただし、会場の規定に基づく会場基本使用料の前払いを除く。）

① 公演・展示事業

「B設備使用料」のみ、「C技術人件費」のみの申請はできません。

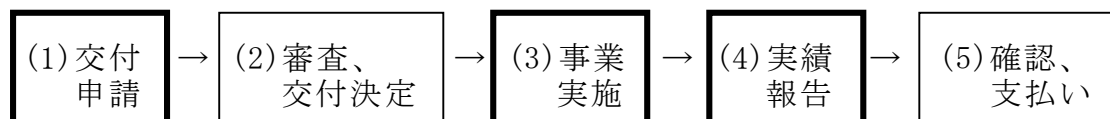
	A会場基本使用料	B設備使用料	C技術人件費
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○公演会場の使用料 ○展示会場の使用料 以下も対象 <ul style="list-style-type: none"> ・設営、撤去の時間帯 ・楽屋 ・道具置き場 ・控室 ・前日のゲネプロ、リハーサルにかかる上記経費 	左記「A会場使用」に付属する <ul style="list-style-type: none"> ○音響設備使用料 ○照明設備使用料 ○舞台装置使用料 (ピアノを含む) 以下も対象 <ul style="list-style-type: none"> ・会場内の設備で対応できない場合の上記の持込機材使用料 	左記「B設備使用」に伴う技術人件費 (ピアノ調律料を含む)
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・2日前以前のゲネプロ、リハーサルのためにかかる経費 ・パーティー会場の使用料等 	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台上、会場案内等の看板使用・製作料 ・消耗品 (CD-R、乾電池など) ・録音・録画費 (機材使用料、機材持込料) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記「対象外」に伴う人件費 ・受付、会場整理、大道具製作等にかかる人件費 ・運搬費、設営・撤去費 ・指揮者、奏者等ゲスト出演料、演出プラン料 ・技術専門者(業者)でない人件費 等

② 出版事業

対象	<ul style="list-style-type: none"> ○出版に直接必要な印刷費 (出版部数が100部以上) 以下も対象 <ul style="list-style-type: none"> ・企画・構成料、製版料、製本料 (印刷費に含む場合に限る。)
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷業者へ支払う雑費 ・納品、出版物発送にかかる送料 (印刷費に含まれていてもその部分対象外) ・取材にかかる謝礼 など印刷費ではない経費

2 申請から補助金交付までの手続き

《手続きの流れ》 ※太枠は補助対象者が行う手続き



(1) 交付申請

- ① 受付期間：令和3年3月25日（木）～5月31日（月）※5月31日消印有効
 ※申請内容を総合的に考慮したうえで、先着順で採択します。
 ※受付期間内であっても、補助金交付決定額が予算に達し次第締切ります。
 ※事業実施前に申請（4月1日開始の事業は3月31日までに申請してください）
- ② 提出方法：郵送のみ
 ※申請多数の場合は、受付期間終了前に締切ることがありますのでご了承ください。
 ※内容の不備、提出書類の不足などの場合は、審査順が後になります。また、申請内容について別途調査させていただく場合があります。ご了承ください。
- ③ 提出先・問い合わせ先
 兵庫県企画県民部知事公室芸術文化課 事業調整班
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（郵便番号を使うと住所の記載は不要です。）
 電話：078-341-7711（代表）内線2850（平日 9:00～12:00、13:00～17:30）

④ 提出書類

提出書類		公演・展示事業		出版事業	
		団体	個人	団体	個人
1) 補助金交付申請書（様式第1号）		○	○	○	○
2) 誓約書（様式第1号の2）		○	○	○	○
3) 補助事業計画書（別紙1）		○	○	○	○
4) 収支予算書（別記）		○	○	○	○
5) 出版物配布計画表（様式1）		—	—	○	○
6) 申請者概要（様式2）		○	○	○	○
7) 団体の規約、会則		○	—	○	—
8) 団体構成員の名簿 （住所地(市町名)の記載も必ず含む(番地等不要)）		○	—	○	—
振 込 口 座	9) 債権者登録申請書	○	○	○	○
	10) 通帳写し貼付用紙	○	○	○	○
	11) 委任状（団体代表者以外の口座名義の場合）	○	○	○	○

(2) 審査、交付決定

審査の結果、予算の範囲内で、補助金を交付する申請者に「補助金交付決定通知書」により交付決定を通知します。

(3) 事業実施

①事業内容の変更・中止等について

事業内容の変更等が生じたときは、以下の提出が必要となりますので、すみやかにご連絡ください。所定の様式をお送りします。

- ・ 事業内容の変更（会場、期間などの変更）
- ・ 事業中止、補助対象事業ではなくなった場合（市から補助を受ける場合など）

※事業を実施しなかった場合は、補助金の交付はできません。但し、悪天候による参加者への安全配慮等の理由により、やむを得ず事業を中止した場合は、事業準備から中止にいたるまでの経緯、経費を当課までご連絡ください。事業実施準備に要したと認められる範囲で経費をお支払いする場合があります。

② 当該補助事業である旨の表記について

事業実施の際は、「補助事業である旨」を、印刷物(ポスター、チラシ、プログラムなど)に、出版事業の場合は出版物に表記してください。

(交付決定前の場合は“(申請中)”とするか、当日の看板や配布物等に表記。)

(表記例) 「令和3年度 芸術文化活動機会促進事業(兵庫県)」

(4) 実績報告

事業完了後30日以内又は令和4年4月15日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください(下記のうち5)、6)、7)は写しを提出)。なお、書類の提出期限は、補助金交付決定通知書をお送りする際にあわせてお知らせします。

1) 補助事業実績報告書 (様式第8号)	5) 補助対象経費にかかる領収書、明細書等
2) 補助事業報告書 (別紙1)	6) 会場(施設)使用許可証
3) 収支決算書 (別記)	7) 会場(施設)付属設備使用明細書
4) 出版物配布実績表 (様式1) 出版事業のみ	8) 補助金請求書 (様式第10号)
9) 事業を実施したことがわかる書類 (「補助事業である旨」が記載された印刷物を含む。) ○公演・展示事業 一般向けのチラシ、案内はがき、プログラム、記録写真など ○出版事業 出版物(原本1部)、新聞記事の写しなど ※出版物(現物)以外で、A4サイズより小さい上記書類は指定用紙に貼付してください。	

※実績内容についての詳細を確認させていただく場合がありますので、補助事業の関係書類はすべて大切に保管しておいてください。

(5) 確認、支払い

実績報告内容を確認し、補助金交付の可否及び交付額を確定したのち、ご指定口座へ振込手続きを行います。

(補助金交付事業で黒字が生じた場合、補助額は黒字額の範囲で減額します。)

申請内容に虚偽があった場合や、実績報告の結果、補助要件に該当しないことが判明した場合には、補助金交付決定を取り消す場合があります。

(6) 「beyond2020プログラム」認証申請について

2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典でもあります。国では、これを契機として、全国の自治体や芸術家等との連携の下、多彩な「文化プログラム」を全国各地で推進しています。

「beyond2020プログラム」は日本文化の魅力を発信するとともに、2020年以降を見据えたレガシー創出のための文化プログラムです。認証を受けたプログラム(活動)に統一のロゴマークを付与するとともに、文化庁のポータルサイト「Culture NIPPON」に掲載され、国内外に情報発信されます。

認証の具体的な要件には、①日本文化の魅力を発信する取組であるとともに、②障害者にとってのバリアを取り除く取組、または、外国人にとっての言語の壁を取り除く取組を含んだ活動であることとしています。

国や地方公共団体等の公的機関に加え、非営利団体、商工会議所、民間事業者等、営利・非営利を問わず、様々な団体が行う活動が対象であることも特徴です。

「beyond2020プログラム」の認証は、内閣官房オリパラ事務局や文化庁など国の機関のほか、兵庫県でも行っております。

日本文化が注目を浴びる今は、みなさまの芸術文化の取組みを兵庫から国内外に積極的に発信できる絶好の機会です。ぜひ認証プログラムへの申請をお願いします。

申請方法など、詳しくは県のホームページをご覧ください。

beyond2020 兵庫県 検索

<ロゴマーク>



よくあるご質問

[全体]

- Q. 申請後、不採択であった場合も通知はありますか。
- A. 採択の場合のみ、補助金交付決定通知書をお送りします（審査、交付決定次第速やかに送付します。）

[公演・展示事業]

- Q. コンサートでゲスト出演あるいは美術展で会員以外の作品出展を予定していますが、補助対象となりますか。
- A. 申請団体構成員の創作活動を発表する事業が補助対象となりますので、外部から招いたり募ったりする出演者や作品が、全体の半分以上を占める場合は、補助対象となりません。

[出版事業]

- Q. 一般市民から公募する歌集の出版・発行を予定していますが、補助対象となりますか。
- A. 申請団体構成員の創作活動を発表する事業が補助対象となりますので、外部から募る作品が、全体の半分以上を占める場合は、補助対象となりません。
- Q. 出版事業で、市役所や学校、図書館等の公的機関への配布は少なく、同業の関係者や知人・友人への配布がほとんどを占めますが、補助対象となりますか。
- A. 無償配布部数のうち、県内の公的機関への配布部数が半数を下回る場合、要件を満たさないため、補助の対象となりません。

注意点

- 申請書等様式は、令和3年度の所定様式をご使用ください。
- 申請書等様式は、A4片面印刷のうえご提出ください。（両面印刷は不可）
- 本名で申請してください。
（芸名で活動されている場合は芸名をお書き添えください。（例：芸名〇〇〇〇）
- 申請書等様式の記入時には、各様式の注意書きをよくお読みのうえ、楷書で正確にご記入ください。また、消えない筆記具でお書きください。
（鉛筆、消せるボールペン等は不可）
- 申請書類は提出前にコピーをとり、保管されることをお勧めします。
（実績報告時等各種手続きに必要となります。）

3 申請書の様式、記入例

様式第1号(第3条関係)

※消えない筆記具でご記入ください。
(鉛筆、消せるボールペン等は不可)
※A4片面印刷でご提出ください。
(両面印刷は不可)

補助金交付申請書

日付けは空けて
ください。

第 年 月 日
令和 年 月 日

兵庫県知事 様

芸名等ではなく、本名で申請してください。

住 所 ○○市○○町1-2-3

団 体 名 ひょうご○○管弦楽団

代表者名 兵庫 太郎

電 話 (000) 000-0000

電子メール ○○○@○○. ○○

押印は不要です。

本人確認のため
連絡先を記入し
てください。

令和3年度において、ひょうご芸術文化元気プロジェクト(芸術文化活動機会促進事業)を下記のとおり実施したいので、補助金 100,000 円を交付願いたく、補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容及び経費区分(別記)

2 事業の着手予定年月日 令和 年 月 日

日付けは空けて
ください。

事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- 誓約書(様式1号の2)
- 補助事業計画書(別紙1)
- 収支予算書(別記)
- 出版物配布計画表(様式1)〈出版事業の場合〉
- 申請者概要(様式2)
- 団体の規約、会則〈団体の場合〉
- 団体構成員の名簿〈団体の場合〉
- 債権者登録書
- 通帳写し
- 委任状〈団体名以外の口座名義の場合〉
- その他(

提出書類にチェックをして
ください。(書類に漏れが無い
かもご確認ください。)

提出書類は一式コピーし、
控えとして保管してください。

(別紙1) ひょうご芸術文化元気プロジェクト「芸術文化活動機会促進事業」
補助事業計画書(変更計画書・実績報告書)

事業名	(フリガナ) ダイジュウヨンカイヒョウゴ〇〇カンゲンガクダンテイキエンソウカイ 第14回ひょうご〇〇管弦楽団定期演奏会	
主催者	(フリガナ) ヒョウゴ〇〇カンゲンガクダン ひょうご〇〇管弦楽団 個人の場合は、申請者名を記入してください。 <芸名、筆名、雅号等で活動されている場合は()書きで併記してください。>	
実施期間	令和3年8月7日(土)14:00~16:00	
会場	〇〇市民会館中ホール (〇〇市)	
事業の趣旨・目的	団員の日頃の活動の成果を発表するとともに、広く県民がクラシック音楽に親しむ機会を提供することにより、文化の振興に寄与する。 本事業は県民の芸術文化の振興が目的であることを踏まえてご記入ください。	
事業の内容	出演者・出品者：ひょうご〇〇管弦楽団 60名 ブラームス作曲「ヴァイオリン協奏曲 ニ長調 作品77」 ベートーヴェン作曲「交響曲第7番 イ長調 作品92」 指揮：〇〇 〇〇 ヴァイオリン：〇〇 〇〇 管弦楽：ひょうご〇〇管弦楽団 ・展示事業の場合は、展示作品のテーマ・作品数等 ・公演事業の場合は、公演演目のテーマ・あらすじ・出演者等 ・出版事業の場合は、作品掲載数・あらすじ等、 事業の内容がわかるようになるべく詳細に記入してください。	
事業の効果 ※実績報告時記入	申請時は記入不要です。	
入場者数 発行部数	〈公演・展示事業〉 600人 〈出版事業〉 部	
関係書類	事業計画 変更計画	<input type="checkbox"/> 収支 <input type="checkbox"/> 出版 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 団体 公演・展示事業は入場予定者数を、出版事業は出版予定部数(100部以上が要件)を記入してください。
	実績報告	<input type="checkbox"/> 収支決算書(別記) <input type="checkbox"/> 出版物配布実績表(様式1)(出版事業) <input type="checkbox"/> 当該事業のプログラム、チラシ等広報印刷物(公演・展示事業) <input type="checkbox"/> 出版物(出版事業) <input type="checkbox"/> その他資料(補助対象経費にかかる領収書、明細書)

計算間違いがないように
に注意してください。

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
入 場 料	450,000	一般 1,000円×400人=400,000 学生 500円×100人= 50,000 招待者100人
出版物(文芸・美術作品)売上 (売上見込金額を含む(在庫分))	0	招待者数もご記入ください。 人数の合計は、別紙1の入場者数と 一致させてください。
寄付・協賛・広告料	120,000	協賛金100,000円(〇〇より) 広告料20,000円×1件(▲より)
そ の 他 収 入	50,000	CD売上1,000円×50枚
自 己 負 担 金	280,000	会員の参加料 100,000 団体自己負担 180,000
県補助金交付予定額 ※補助金交付申請額を記入	100,000	会員の出品料、参加料、会費等は 自己負担金に計上してください。
合 計	1,000,000	

2 支出の部

同額となるように
してください。

【設備使用料】、【技術人件費】のみの
申請はできません。

		予 算 額		
補助 対象 経費	公演・ 展示 事業	【会場基本使用料】 ※公演・展示事業申請者のみ記入	300,000	〇〇市民会館中ホールの使用料
	公演・ 展示 事業	【設備使用料】 (音響設備・照明設備・舞台装置) ※公演・展示事業申請者のみ記入	80,000	会場設備使用料 80,000円 持込機材使用料 円
		【技術人件費】 (音響設備・照明設備・舞台装置) ※公演・展示事業申請者のみ記入	50,000	会場付技術人件費 50,000円 持込機材技術人件費 円
	出版 事業	【印刷費】 (文芸・美術作品出版) ※出版事業申請者のみ記入		
小 計		430,000		
その他事業にかかる経費		570,000		案内状印刷費、プログラム印刷費、 出演者謝金、発送費
合 計		1,000,000		

「その他事業にかかる経費」には、補助対象経
費以外の経費を記入してください。
※飲食にかかる経費やパーティー等の経費な
ど公金で賄うことがふさわしくない経費は記
入しないでください。

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(様式1) ひょうご芸術文化元気プロジェクト「芸術文化活動機会促進事業」

出版事業（文芸・美術作品）における出版物配布計画表 ~~（変更計画表・実績表）~~

出版物名	詩集「〇〇〇〇〇」
------	-----------

発行部数	300部
販売価格	2,000円

公演・展示事業では出版物は補助対象ではありません。

区分	部数	内 訳		
無償配布 ※配布先を内訳欄に詳しく記入してください。 （県外の公的機関や関係者等に配布する場合は、[その他]に記載してください）	[県内の公的機関] 110部	[配布先] 〇〇新聞社 〇〇公民館 〇〇市役所 〇〇図書館 〇〇市内の全小学校（各1冊）	[配布日] 6/5 6/6 6/6 6/6 6/6	[部数] 20部 20部 20部 20部 30部
	<p style="text-align: center;">※無償配布の半数以上を、県内の学校や図書館のような公的機関（不特定多数の人が閲覧可）へ配布してください。</p>			
	[その他] 90部	[配布先] 関係団体 友人・知人	[配布日] 7/1 7/2	[部数] 50部 40部
	小計 200部			
有償頒布（販売）	80部	[売上金額]（販売価格×販売部数） <u>160,000円</u> ①	①+② 200,000円 ※収入の出版物売上欄に計上する	
在庫	20部	[売上見込金額]（販売価格×在庫部数） <u>40,000円</u> ②		
合計	300部	（無償配布＋有償頒布＋在庫） （発行部数と一致）		

※出版事業申請者のみ提出してください。

(様式2) ひょうご芸術文化元気プロジェクト「芸術文化活動機会促進事業」
申請者概要

※申請者が個人の場合は、該当する項目のみ記入してください

申請者が個人の場合は申請者名(個人名)をお書きください。

申請者(団体)名	(フリガナ) ヒョウゴ〇〇カンゲンカクダシ ひょうご〇〇管弦楽団		
代表者	職名 会長	(フリガナ) ヒョウゴ 太郎	氏名 兵庫 太郎
	住所 〒000-0000 〇〇市〇〇町1-2-3		
	電話 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 FAX (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇		
事務局 (平日の昼間に 連絡がつく連絡先)	職名 事務局長	(フリガナ) タジマ ハコ	氏名 但馬 花子
	住所 〒000-0000 〇〇市〇〇町4-5-6		
	電話 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 FAX (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 不在時の連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
	E-mail 〇〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇		
会計担当者	(フリガナ) タジマ ハコ	氏名 但馬 花子	
設立年月日	平成元年4月1日		
構成員(会員数)	60人(内訳:県内在住40人、県外在住20人)		
会員資格	兵庫県内のアマチュアの演奏家	会費	月1,000円
主な芸術文化 活動歴	平成28年2月	特別公演・チャリティーコンサート (会場:〇〇ホール、神戸市)	
	平成29年10月	第10回定期演奏会 (会場:〇〇ホール、姫路市)	
	平成30年10月	第11回定期演奏会 (会場:〇〇ホール、尼崎市)	
	令和元年10月	第12回定期演奏会 (会場:〇〇ホール、西宮市)	
	令和2年10月	第13回定期演奏会 (会場:〇〇ホール、明石市)	
主な受賞歴 (芸術文化関係)	年 月		
	年 月		
	年 月		

申請時において、構成員の半数以上が県内在住であることが、補助対象者の要件となります。(人数は団体構成員の名簿と合致すること)

年度当初において県内で1年以上継続的な文化活動の経歴を有していることが必要です。

以下の書類を添付してください。

- ・団体の規約、会則 ※団体のみ
- ・団体構成員の名簿(住所地(市町名)の記載があるもの(番地等不要)) ※団体の場合のみ

日付けは空けてく
ださい。

令和 年 月 日

委 任 状

※振込口座名義が団体名義以外の場合に提出してください。

兵 庫 県 知 事 様

令和3年度ひょうご芸術文化元気プロジェクト「芸術文化活動機会促進事業」の

補助金に対する受け取り業務について、兵庫 太郎 を

代理人と定め、全ての権限を委任します。

債権者登録書の口座名義人及び通帳口座
名義人名をご記入ください。

(委任状が要・不要の例)

団体名の口座	→不要
団体名+代表者名の口座	→不要
代表者の個人口座	→必要
団体名+会計担当者名の口座	→必要
団体名+前代表者の口座	→必要

所在地 ○○市○○町1-2-3

団体名 ひょうご○○管弦楽団

代表者名 会長 兵庫 太郎 印